

勝央町建設工事等最低制限価格取扱要領（平成25年勝央町告示第101号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（建設工事に係る最低制限価格の設定）</u> <u>第4条の2 建設工事に係る最低制限価格は、対象となる工事の予定価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、算出した最低制限価格が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u> <u>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</u> <u>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</u> <u>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</u> <u>(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額</u> <u>2 建築工事(建築設備工事及び関連するその他工事を含む。)</u> <u>については、前項の規定にかかわらず、次により算出した額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、算出した最低制限価格が当</u>	

該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10分の1を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(測量、建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の設定)

第5条 測量、建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格は、次の計算式により算定した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

予定価格×(基準率+(0.0015X+0.00015Y))

2 紙入札の場合、入札執行者は、入札者が入札書を指定の場

(最低制限価格の算定方法等)

第5条 電子入札による場合の最低制限価格は、予定価格(消費税額及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。)に、次の率を乗じて算定した額とする。

(1) 建設工事は、次の計算式により算定した額とする。ただし、予定価格に消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円未満の場合、算定した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、予定価格に消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円以上の場合、算定した額に10万円未満の端数があるとき

所に提出後開札前(郵便による入札の場合は開札直前とする。)において、くじ番号により前項の計算式に用いる0から9までの1単位の変数X及びYを決定するものとする。

- 3 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入するものとする。
- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前3項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした入札者は、再度の入札に参加できないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした入札者のうち、最低の価格をもって申込みをした入札者を落札者とする。

は、その端数を切り捨てた額とする。予定価格×(基準率－(0.0015X+0.00015Y))

- (2) 測量、建設コンサルタント業務等は、次の計算式により算定した額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。予定価格×(基準率＋(0.0015X+0.00015Y))

- 2 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入するものとする。
- 3 紙入札の場合、決定くじ番号の数字をX及びYに代入するものとする。
- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって第1項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。

(落札者の決定)

第6条 _____
_____ 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者 _____ のうち、最低の価格をもって入札した者 _____ を落札者とする。ただし、1回目の入札で最低制限価格を下回る入札した者は、再入札に参加できないものとする。

(不調時の措置)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした入札者がいなときは、改めて競争入札(随意契約を含む。)に付する。

(不調時の措置)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいなときは、改めて競争入札(随意契約を含む。)に付する。